

日野市オープンデータ推進に関する指針

日野市（以下、「市」という）では、公的データの活用を促進することにより、地域企業活動の活性化、及び地域課題の共有化による市民生活の向上等を図り、地域経済の活性化、並びに行政への参加・協働をより促進させる社会に寄与する取り組みを行う。本指針は、国が策定した「世界最先端 IT 国家創造宣言※」、「電子行政オープンデータ戦略※」等、並びに日野市における主要 3 戦略を踏まえ、市がオープンデータ※を進める際の基本的な考え方及び取り組みの方向性を示すものである。

第1章 オープンデータ推進に関する基本的な考え方

1 オープンデータを推進する意義

(1) 行政の透明性・信頼性の向上

市が保有する情報を公開し、行政の透明性及び信頼性の向上をより図る。

(2) オープンデータの共有及び協働による地域課題の解決

ホームページを通じて、市民や民間団体等と情報を共有することで、市の課題を協働により解決するための基礎を創る。

(3) 経済の活性化

市内で活動する企業や NPO 等が、オープンデータの編集、加工、分析等を行い、幅広い層の利用者が活用することで、多彩な分野において日野ならではの資源及び人材を活かした新たなビジネス又はサービスが創出され、地域経済の活性化及び市内企業の振興に寄与する。

(4) 行政における業務の高度化・効率化

施策決定等においてオープンデータを効果的に用いて分析することで業務の高度化が図られるとともに、庁内におけるデータ利用に関する手続きの簡略化やデータ加工の作業が容易になり業務の効率化が図られる。

2 推進のための基本原則

(1) 積極的に公的データを公開する。ただし、費用対効果について十分に考慮し、効果的に取り組みを進める。

(2) 機械判読が可能で、二次利用が容易な形式で公開する。

(3) 営利目的又は非営利目的を問わず活用を促進する。

(4) 取り組み可能な公的データから速やかに着手し、実績を蓄積する。

3 推進体制

オープンデータは、日野市情報化推進本部※のもと全庁的な体制によって推進する。また日野市情報化推進本部員は、全庁的な普及及び理解を図るため、オープンデータ・G

I S 推進検討部会※の取り組みに対し協力する。

4 本指針の改訂

本指針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展等を踏まえ、随時改訂していくものとする。

第2章 オープンデータ推進に関する具体的な取り組みの方向性

1 対象とするデータ範囲

原則として市のウェブサイトにおいて公開している情報及びこれに準じる情報を対象とする。また、個人情報等で個人等の権利侵害に繋がる恐れがある情報や、個別法令で利用に制約がある等の理由により二次利用が認められない情報は対象外とする。

(1) 積極的にオープンデータ化する情報

- ア 人口に関する統計情報
- イ 施設等の位置情報及び観光情報
- ウ 防災や減災に関する情報
- エ 健康増進に繋がる情報
- オ 予算・決算に関する情報
- カ 市民・事業者等からの利用ニーズや問合せが多い情報
- キ 地域課題を解決するために必要となる情報

(2) 公開データの拡大

市のウェブサイトにおいて公開していない情報であっても、利用ニーズやその効果が認められるもので、公開しないことに具体的かつ合理的な理由がない場合は、原則として市のウェブサイトに公開するとともにオープンデータとして公開していくものとする。

2 オープンデータ公開の基本的なルール

(1) 二次利用を可能とする利用ルールの設定

オープンデータとして公開する情報は、原則として二次利用を認めることとする。二次利用が可能であることを分かりやすく表示するため、「CC ライセンス※」を活用し、その中でも原則として二次利用及び商業利用を認める「CC-BY※」による公開を検討する。

(2) 機械判読に適したデータ形式での公開

オープンデータ化するデータについては、可能な限り特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV※等）での公開とする。ただし、PDF※形式等機械判読が難しいデータ形式であっても公開可能である場合は、積極的に公開し、順次、機械判読が容易な形式で公開できるよう努める。

(3) 第三者が著作権等の権利を有する情報を含むデータの取り扱い

市が保有するデータの中には、外部に委託した業務の成果物や、市民・事業者等から提供された情報もあるため、第三者が著作権その他の権利を有している情報については、当該データの二次利用を認めることができるよう、当該第三者との間で可能な限り合意を得

るよう事前に調整を行うものとする。

(4) 二次利用のために必要な情報及び免責事項

- ア 市はオープンデータを公開する上で、情報の時点、作成日、内容等二次利用のために必要な情報を可能な限り提供する。
また、利用に当たっての注意事項や、データを利用したことにより損害を生じた場合等、市はその責を負わないものとする。
- イ 市のウェブサイトに掲載する情報について、その内容の正確性・完全性・有用性等を完全に保証するものではない。また、市の活動に関する情報の一部であって、その全てを網羅するものではない。
- ウ 市のウェブサイトに掲載する情報は、掲載時点における情報であり、事前予告なく、掲載した情報の内容を訂正する可能性がある。また同様に、事前予告なく、掲載した情報の名称、内容及び項目等の改変や削除、または掲載の停止を行うことがある。
- エ 市のウェブサイトに掲載した情報を、二次利用した者が作成した情報により、第三者が損害を被った場合、市はその責を負わないものとする。

3 利活用の取り組みの方向性

オープンデータの利活用を促進していくことは、市民生活の向上につながる等、市にとって有益な効果をもたらす重要な取り組みと考える。このため市では、利活用に関し積極的に検討を行うほか、民間が行う利活用の取り組みについても、その趣旨及び内容を検討したうえで連携・協働して推進する。

《参考》

オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ。公共データをオープンデータ化することにより、行政の透明性・信頼性の向上、国民参加・官民協働の推進、経済の活性化・行政の効率化が期待されている。

世界最先端 I T 国家創造宣言

世界最高水準の I T 利活用社会の実現に向けて、I T ・情報資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして、平成 25 年 6 月に閣議決定。その中でオープンデータの推進は重要な施策として位置づけられている。

電子行政オープンデータ戦略

公共データの活用促進に集中的に取り組むため、平成 24 年 7 月に I T 戦略本部により決定されたオープンデータに関する基本戦略。

日野市情報化推進本部

日野市における情報化施策及び電子自治体の構築を推進する組織

オープンデータ・G I S 推進検討部会

日野市情報化推進本部の下に設置したオープンデータ・G I S に関する調査及び研究を行う実務者の専門部会

CC ライセンス (クリエイティブ・コモンズ・ライセンス)

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするために、国際的に利用されている。利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」又は「非営利に限定する」等様々なレベルの条件を選択して表示する。

CC BY

クリエイティブ・コモンズによるライセンスの表記の一つ。原作者のクレジット（氏名、作品タイトル、URL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。

CSV

Comma Separated Values の略。カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。

PDF

Portable Document Format の略。特定の環境に左右されず、文章や画像等を閲覧できる特性がある。閲覧に適すが、閲覧しているデータの加工等がしづらく、二次利用に向かない。